

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年12月16日(月)

今週のことば

ガソリン暫定税率が廃止へ

ガソリン税は本則(28.7円/L)に加えて、特例税率(25.1円/L)が長年上乘せられているが、自・公・国の3党は廃止することで合意。ただし廃止時期は未定。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/16(月) 友引

17(火) 先負 米連邦公開市場委員会

18(水) 仏滅

19(木) 大安 EU首脳会議

20(金) 赤口 11月の全国消費者物価指数発表

21(土) 先勝 冬至、ゆず湯、臨時国会が閉会

22(日) 友引

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

12/9(月)	39,161	△69	150.33	▼0.24
10(火)	39,368	△207	151.55	▼1.22
11(水)	39,372	△4	151.65	▼0.10
12(木)	39,849	△477	152.57	▼0.92
13(金)	39,470	▼379	152.79	▼0.22

相続時精算課税を適用する場合は

本年分の贈与から、暦年課税(年110万円を超える贈与を受けた場合に申告)に代えて適用できる「相続時精算課税」に基礎控除額が設けられるなど使い勝手が良くなり、選択する方が増えると思われます。

◆ 本年分から年110万円の基礎控除を適用

相続時精算課税は原則60歳以上の親・祖父母などから18歳以上の子・孫などに対する贈与について、贈与者ごとに暦年課税に代えて選択できる制度です。

本制度を適用した場合、贈与時は特定贈与者(本制度の選択に係る贈与者)から1年間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除(年110万円)及び特別控除(累積2500万円)を控除した残額に一律20%の贈与税が課され、特定贈与者が亡くなった時に贈与を受けた財産(贈与時の価額から基礎控除額を控除した残額)を相続財産に加算した価額を基に相続税額を計算します(贈与時に納付した贈与税は相続税額から控除)。

なお、本制度を選択した年分以降、特定贈与者からの贈与はその贈与者が亡くなるまで本制度が適用されます(暦年課税への変更はできません)。

◆ 選択する場合は申告期限内に届出書を提出

相続時精算課税を初めて選択する場合は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書の提出が必要です。また、特定贈与者から基礎控除額(年110万円)を超える贈与を受けた年は贈与税の申告書を提出する必要があるため、期限内に提出しなかった場合は特別控除(累積2500万円)を適用できません。

なお、特定贈与者からの贈与が基礎控除額以下の場合は贈与税の申告は不要であり、基礎控除分の贈与財産は相続時において相続財産に加算されません。

■ この記事の詳細は、情報BOX201548

申告書等の提出事実・年月日の確認方法

国税庁は来年1月から書面提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いませんが、以下の方法で提出事実・提出年月日を確認できます。

◎申告書等情報取得サービス……確定申告書等を書面提出している場合でもe-Taxを利用してファイルを取得できます(マイナカードが必要)。

◎税務署での申告書等の閲覧サービス……税務署の窓口で過去に提出した申告書等を閲覧できます。

◎保有個人情報の開示請求(有料)……税務署が保有する個人情報の開示請求により、提出した申告書等の内容を確認できます。

◎納税証明書の交付請求(有料)……納税額又は所得金額の証明書を取得できます。

高齢者雇用確保措置の経過措置が終了

高年齢者雇用安定法では、事業主に対して65歳までの雇用確保措置(①65歳までの定年引上げ、②定年廃止、③65歳までの継続雇用制度導入のいずれか)を講じることを義務付けています。

③の継続雇用制度は、労使協定により制度適用対象者を限定する基準を定めていた場合に希望者全員を対象としないことを認める経過措置が講じられていましたが、その経過措置が令和7年3月末で終了となるため、令和7年4月以降は希望者全員を対象とした雇用確保措置が必要です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

使い勝手が良くなった「相続時精算課税」を適用する場合は

◆令和6年の贈与から適用される改正

令和5年度税制改正により、相続時精算課税は暦年課税の基礎控除とは別に110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました（令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用）。

基礎控除の創設により、本制度を選択した受贈者は1年間に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額から110万円が控除され、贈与により取得した財産の価額が110万円以下の場合は贈与税の申告が不要となります。

また、特定贈与者が亡くなった場合に相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は基礎控除110万円を控除した後の残額となります。

◆相続時精算課税の概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（以下「相続時精算課税適用財産」）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産については、贈与を受けた年ごとに基礎控除額を控除した残額）と相続又は遺贈を受けた財産の相続時の価額の合計額を基に計算した相続税額から、既に納付した相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です。

※相続税額から贈与税相当額が控除しきれない場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

◎適用対象者

本制度の適用対象者は次の要件に該当する者となり、贈与者ごとに選択することができます。

【贈与者】贈与をした年の1月1日において60歳以上の人（父母や祖父母など）であること。

【受贈者】贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。

◎贈与時における贈与税額の計算方法

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から、相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）及び相続時精算課税の特別控除額（限度額2,500万円※）を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

※特別控除額を前年以前において既に控除している場合には、その残額となります。また、控除しきれなかった特別控除額は翌年以降に繰り越されます。

◎手続き

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、贈与税の申告書の提出期間内（令和6年分については令和7年2月3日～同年3月17日）に「相続時精算課税選択届出書」を住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額が相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告書を提出する必要があります。

◆留意点等

・相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

・令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合にも、令和6年以降にその適用に係る特定贈与者からの贈与について相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）が適用されます。

・同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。

・贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」の提出がないときは、暦年課税が適用されます（既に相続時精算課税の適用を受けている場合には再度提出する必要はありません）。

・相続時精算課税に係る特別控除（2,500万円）は、特別控除を受ける金額その他必要事項の記載がある贈与税の申告書が期限内に提出された場合に限り適用され、期限後に提出された場合には適用されません。